

霧島市が認定を行う長期優良住宅^{※1}の自然災害リスク（災害配慮区域^{※2}）に係る認定基準等について
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号）

（R7.4.1）

災害配慮区域※2 及び認定の可否		各 区 域※2		法 令 等	問 合 せ 先 等
災害 配 慮 区 域 ※ 2	原則 認 定 不 可 ※ 3	1	災害危険区域※4	建築基準法 建築基準法施行条例	※4・・・霧島市では建築基準法の災害危険区域は建築基準法 施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号)において 急傾斜地崩壊危険区域となっております。 ●急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域については県の HP『砂防三法情報マップ』（以下のURL）より区域の 確認が可能です。 https://www.kago-kengi-cals.jp/sabomap/ 【区域の確認に関する問合せ】 ●鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課 TEL：0995-63-8352（直通） ●鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課 TEL：0995-63-8368（直通）
			急傾斜地崩壊危険区域※4	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律	
		2	地すべり防止区域	地すべり等防止法	
		3	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に 関する法律	●土砂災害特別警戒区域については県のHP『土砂災害警 戒区域等マップ』（以下のURL）より区域の確認が可能で す。 http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/ 【区域の確認に関する問合せ】 ●鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課 TEL：0995-63-8368（直通）
		4	津波災害特別警戒区域 (R7.4.1時点本市に指定なし)	津波防災地域づくりに関する 法律	※5・・・『浸水被害防止区域』と『洪水浸水想定区域』、 『雨水出水浸水想定区域』、『高潮浸水想定区 域』は異なりますのでご注意ください。
		5	浸水被害防止区域※5 (R7.4.1時点本市に指定なし)	特定都市河川浸水被害対策法	
災害 配 慮 区 域 で は な い	認 定 可	6	洪水浸水想定区域※5	水防法	【区域の確認に関する問合せ】 ●鹿児島県庁土木部河川課 TEL：099-286-3590（直通）
		7	雨水出水浸水想定区域※5		
		8	高潮浸水想定区域※5		
		9	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する 法律	
		10	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に 関する法律	●土砂災害警戒区域については県のHP『土砂災害警戒区 域等マップ』（以下のURL）より区域の確認が可能です。 http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/ 【区域の確認に関する問合せ】 ●鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課 TEL：0995-63-8368（直通）

※1…霧島市が認定を行う長期優良住宅については、建築基準法第6条第1項第2号（木造の2階以下かつ延べ面積300平方メートル以下かつ高さ16m以下に限る）又は3号に該当する建築物のみです。それ以外の長期優良住宅については、鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課(TEL：0995-63-8371)で認定を行うことになります。また、建築基準法第43条2項2号許可等を受けた場合は、鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課で認定を行うことになりますのでご注意ください。

●鹿児島県で長期優良の認定を行う際は県のHPの長期優良住宅のページ（以下のURL）で詳細事項をご確認ください。
<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/sumai/tateru/yyuuryou/index.html>

※2…災害配慮区域の各区域の指定状況は関係機関によりその都度、見直しが行われています。
 土地購入時に指定されていない場合であっても、申請前に指定されるいること等も考えられます。そのため、申請前に必ず各区域の指定状況について再度確認を行うようにお願いします。

※3…計画敷地が災害配慮区域に指定されている場合、建物が区域に含まれているかなど、認定可否については個別判断を要しますので事前に建築指導課までお問合せ下さい。

【霧島市の長期優良住宅に関する問合せ】

●霧島市役所建設部建築指導課
 TEL：0995-64-0954（直通）
 email：shido@city-kirishima.jp